

マイナンバー

町民課町民窓口係 ▶ 内線542 FAX32-4162



◀ 町HPから
マイナンバ
ーを調べる

マイナンバーについて

マイナンバー（個人番号）は、国民一人一人に割り振られる12桁の番号で、「社会保障・税・災害対策」分野における申請や届け出をする際に使用されています。

マイナンバーカードについて

「マイナンバーカード」とは、マイナンバー、氏名、住所、生年月日などが記載された顔写真付きのカードで、本人確認のための身分証明書として利用することができます。

また、住民票などのコンビニ交付やe-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請ができるほか、健康保険証としても利用できます。

マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードを申請するには、お持ちの「個人番号通知書」または「個人番号カード交付申請書」を使用し、顔写真を添付して郵送による申請、スマホなどで申請書の二次元コードを読み込んでオンラインでの申請、証明写真機から申請する方法があります。なお、申請書類をお持ちでない人は町民窓口係または木野支所の窓口で交付しているほか、窓口で写真を撮影して申請することもできます。

マイナンバーカードの交付について

申請した後、お渡しする準備が整い次第、町から交付通知書を郵送します。交付は事前予約制です。届きましたら、同封の案内文書を確認し、インターネットか電話で都合のよい日時を町民窓口係へ連絡してください。

税・保険・年金



◀ 町HPから
税(左)・保
険・年金(右)
を調べる

ます（28万円と17万円の部分は市町村によって異なります）。

税金

税務課住民税係 ▶ 内線572 FAX 66-5086

【町道民税】

音更町に町道民税（個人）を納める人

その年の1月1日に音更町に住所があり、前年（1月～12月）中に所得があった人。道民税も併せて納めていただき、その分は町から北海道に納めます。

町道民税の内訳

町道民税は、音更町の税である町民税と、北海道の税である道民税からなっており、一定額以上の所得のある人に均等に負担していただく「均等割」と、個人の所得に応じて負担していただく「所得割」に分けられます。

町道民税の非課税の範囲

▶ 均等割も所得割も課税されない人

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収で204万4千円未満）であった人

▶ 均等割が課税されない人

前年の合計所得金額が、28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数）+10万+17万円を求めた金額以下の人

※17万円は、控除対象配偶者または扶養親族がいるときに加算し

扶養家族	0人	1人	2人
所得	38万円	83万円	111万円
給与収入の場合	93万円	138万円	168万円
65歳以上の公的年金収入の場合	148万円	193万円	221万円

▶ 所得割が課税されない人

前年の総所得金額などが、35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数）+10万+32万円を求めた金額以下の人

※32万円は、控除対象配偶者または扶養親族がいるときに加算します。

扶養家族 （配偶者含む）	0人	1人	2人
所得	45万円	112万円	147万円
給与収入の場合	100万円	170万円	221万円
65歳以上の公的年金収入の場合	155万円	222万円	257万円

届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド